

3. 受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	435,885	1,139,166,046	13,016	63,735,611
02	彦 根 市	166,833	405,647,531	2,316	11,109,408
03	長 浜 市	173,110	496,091,712	3,198	16,269,129
04	近 江 八 幡 市	133,553	342,730,844	2,240	10,075,599
05	東 近 江 市	168,166	463,304,888	1,105	16,568,872
06	草 津 市	172,595	433,343,420	3,728	16,387,849
07	守 山 市	137,041	314,091,214	1,507	11,646,081
08	栗 東 市	106,183	250,741,068	1,718	7,885,384
09	野 洲 市	76,581	180,403,701	1,171	6,324,124
10	湖 南 市	67,549	175,234,002	1,376	5,937,585
11	甲 賀 市	126,731	354,658,210	1,962	10,459,818
12	高 島 市	69,311	216,122,995	2,327	11,630,943
13	米 原 市	48,177	145,957,820	1,048	5,285,211
14	日 野 町	28,963	74,175,180	168	1,822,055
15	竜 王 町	15,709	33,423,443	104	524,116
16	愛 荘 町	36,496	85,739,431	217	1,467,406
17	豊 郷 町	14,686	38,264,119	95	1,076,240
18	甲 良 町	12,511	39,512,949	89	321,799
19	多 賀 町	10,152	33,880,272	45	267,497
合 計		2,000,232	5,222,488,845	37,430	198,794,727

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
341,771	1,202,901,657	131.3	2,679.66	3,519.61
125,334	416,756,939	135.0	2,463.85	3,325.17
136,280	512,360,841	129.4	2,906.06	3,759.62
95,057	352,806,443	142.9	2,598.12	3,711.53
136,199	479,873,760	124.3	2,834.94	3,523.33
133,221	449,731,269	132.4	2,550.61	3,375.83
97,766	325,737,295	141.7	2,351.08	3,331.81
90,019	258,626,452	119.9	2,396.89	2,873.02
56,295	186,727,825	138.1	2,401.58	3,316.95
61,215	181,171,587	112.6	2,628.53	2,959.59
112,368	365,118,028	114.5	2,837.12	3,249.31
54,639	227,753,938	131.1	3,179.23	4,168.34
38,743	151,243,031	127.1	3,072.48	3,903.75
22,951	75,997,235	126.9	2,608.81	3,311.28
12,102	33,947,559	130.7	2,146.81	2,805.12
27,728	87,206,837	132.4	2,375.37	3,145.08
10,333	39,340,359	143.0	2,661.55	3,807.25
9,672	39,834,748	130.3	3,161.49	4,118.56
7,911	34,147,769	128.9	3,348.81	4,316.49
1,569,604	5,421,283,572	129.8	2,660.54	3,453.92

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(1) 乳幼児

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	297,926	499,231,526	6,195	19,078,270
02	彦 根 市	112,095	165,346,181	1,291	4,516,661
03	長 浜 市	105,680	185,631,499	1,288	1,942,582
04	近 江 八 幡 市	85,098	136,157,572	969	2,962,425
05	東 近 江 市	106,964	168,657,910	468	3,750,198
06	草 津 市	128,164	194,465,564	2,293	7,429,846
07	守 山 市	103,573	156,436,951	837	4,735,724
08	栗 東 市	75,061	113,276,272	955	3,274,065
09	野 洲 市	52,195	75,875,314	538	1,930,073
10	湖 南 市	42,662	58,899,374	475	1,508,264
11	甲 賀 市	77,236	108,778,406	844	2,980,645
12	高 島 市	37,677	70,903,072	677	2,157,142
13	米 原 市	31,271	55,117,960	421	1,070,001
14	日 野 町	19,253	31,041,258	80	521,962
15	竜 王 町	11,678	15,760,677	50	284,214
16	愛 荘 町	24,499	35,481,847	112	600,962
17	豊 郷 町	8,438	10,752,974	47	339,655
18	甲 良 町	5,877	8,802,482	28	106,967
19	多 賀 町	5,840	8,704,721	14	62,660
合 計		1,331,187	2,099,321,560	17,582	59,252,316

〈乳幼児〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
231,036	518,309,796	131.6	1,704.29	2,243.42
80,289	169,862,842	141.2	1,498.09	2,115.64
82,546	187,574,081	129.6	1,753.55	2,272.36
59,271	139,119,997	145.2	1,616.42	2,347.18
83,630	172,408,108	128.5	1,604.81	2,061.56
94,847	201,895,410	137.5	1,547.60	2,128.64
70,688	161,172,675	147.7	1,543.65	2,280.06
62,514	116,550,337	121.6	1,533.23	1,864.39
37,311	77,805,387	141.3	1,475.46	2,085.32
37,458	60,407,638	115.2	1,400.37	1,612.68
71,247	111,759,051	109.6	1,431.34	1,568.61
29,359	73,060,214	130.6	1,904.89	2,488.51
24,347	56,187,961	130.2	1,772.94	2,307.80
14,807	31,563,220	130.6	1,632.61	2,131.64
8,723	16,044,891	134.4	1,368.08	1,839.38
17,856	36,082,809	137.8	1,466.13	2,020.77
5,702	11,092,629	148.8	1,307.32	1,945.39
4,245	8,909,449	139.1	1,508.80	2,098.81
4,472	8,767,381	130.9	1,497.67	1,960.51
1,020,348	2,158,573,876	132.2	1,600.40	2,115.53

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(2) 重度心身障害者(児)

番号	市町名	現物給付額		償還払額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大津市	47,619	371,454,104	4,064	34,166,633
02	彦根市	19,795	147,347,422	655	5,101,790
03	長浜市	22,262	180,604,338	1,258	10,751,235
04	近江八幡市	13,987	103,809,249	578	4,833,342
05	東近江市	18,800	163,570,240	418	9,686,410
06	草津市	18,003	155,579,965	1,004	7,526,757
07	守山市	11,998	92,483,435	521	5,812,439
08	栗東市	8,123	68,869,760	416	3,208,817
09	野洲市	7,847	59,602,653	385	2,857,347
10	湖南市	8,363	70,297,973	528	2,023,288
11	甲賀市	15,896	149,011,877	618	5,216,228
12	高島市	10,269	77,464,921	765	5,743,090
13	米原市	7,064	63,260,638	382	3,402,579
14	日野町	3,213	23,487,334	52	1,156,471
15	竜王町	1,833	12,121,870	19	148,580
16	愛荘町	3,170	24,804,274	76	686,235
17	豊郷町	1,749	11,605,954	14	390,579
18	甲良町	2,233	18,002,065	20	99,500
19	多賀町	1,758	17,332,297	28	187,705
合計		223,982	1,810,710,369	11,801	102,999,025

〈重度心身障害者（児）〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
25,566	405,620,737	202.2	7,848.24	15,865.63
9,833	152,449,212	208.0	7,454.73	15,503.84
12,249	191,355,573	192.0	8,135.87	15,622.14
7,247	108,642,591	201.0	7,459.15	14,991.39
10,736	173,256,650	179.0	9,015.33	16,137.91
10,410	163,106,722	182.6	8,581.40	15,668.27
6,053	98,295,874	206.8	7,851.74	16,239.20
4,984	72,078,577	171.3	8,441.10	14,461.99
4,312	62,460,000	190.9	7,587.46	14,485.16
5,205	72,321,261	170.8	8,134.21	13,894.57
9,455	154,228,105	174.7	9,339.23	16,311.80
6,261	83,208,011	176.2	7,541.06	13,289.89
3,868	66,663,217	192.5	8,952.89	17,234.54
1,837	24,643,805	177.7	7,547.87	13,415.24
1,207	12,270,450	153.4	6,625.51	10,166.07
1,762	25,490,509	184.2	7,852.90	14,466.80
1,080	11,996,533	163.2	6,804.61	11,107.90
1,072	18,101,565	210.2	8,034.43	16,885.79
898	17,520,002	198.9	9,809.63	19,510.02
124,035	1,913,709,394	190.1	8,116.40	15,428.79

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(3) 65～69歳老人

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	11,350	38,642,478	1,023	4,211,149
02	彦 根 市	2,788	7,990,754	36	237,291
03	長 浜 市	14,268	49,232,415	420	2,341,488
04	近 江 八 幡 市	12,396	42,916,353	525	1,733,335
05	東 近 江 市	14,502	49,718,534	101	2,136,172
06	草 津 市	2,243	6,488,181	125	333,864
07	守 山 市	3,962	11,002,744	90	853,305
08	栗 東 市	4,964	19,268,621	176	767,427
09	野 洲 市	2,540	8,422,373	84	810,053
10	湖 南 市	4,004	11,806,682	233	928,209
11	甲 賀 市	10,094	34,458,126	195	1,037,209
12	高 島 市	9,933	31,680,817	639	2,495,181
13	米 原 市	2,971	9,979,159	196	644,849
14	日 野 町	2,215	7,823,761	10	40,001
15	竜 王 町	833	2,349,876	0	0
16	愛 荘 町	2,354	8,981,389	2	1,430
17	豊 郷 町	1,322	5,371,122	23	309,225
18	甲 良 町	1,836	5,396,986	31	67,681
19	多 賀 町	991	3,306,641	1	5,522
合 計		105,566	354,837,012	3,910	18,953,391

〈65～69歳老人〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
5,611	42,853,627	220.5	3,463.48	7,637.43
1,127	8,228,045	250.6	2,913.61	7,300.84
8,965	51,573,903	163.8	3,511.30	5,752.81
6,793	44,649,688	190.2	3,455.59	6,572.90
9,361	51,854,706	156.0	3,550.96	5,539.44
1,133	6,822,045	209.0	2,880.93	6,021.22
2,135	11,856,049	189.8	2,925.97	5,553.18
3,115	20,036,048	165.0	3,898.06	6,432.12
1,464	9,232,426	179.2	3,518.46	6,306.30
3,090	12,734,891	137.1	3,005.64	4,121.32
6,975	35,495,335	147.5	3,449.83	5,088.94
6,322	34,175,998	167.2	3,232.69	5,405.88
2,022	10,624,008	156.6	3,354.60	5,254.21
1,470	7,863,762	151.4	3,534.28	5,349.50
511	2,349,876	163.0	2,820.98	4,598.58
1,390	8,982,819	169.5	3,812.74	6,462.46
845	5,680,347	159.2	4,223.31	6,722.30
1,292	5,464,667	144.5	2,926.98	4,229.62
700	3,312,163	141.7	3,338.87	4,731.66
64,321	373,790,403	170.2	3,414.36	5,811.33

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(4) 母子家庭

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	71,849	201,896,958	1,383	4,777,118
02	彦 根 市	29,455	76,028,321	296	952,115
03	長 浜 市	28,090	71,409,859	209	1,082,575
04	近 江 八 幡 市	20,306	55,366,343	157	469,501
05	東 近 江 市	25,334	71,135,688	91	790,425
06	草 津 市	22,352	69,215,512	262	1,003,298
07	守 山 市	15,878	48,954,449	57	224,125
08	栗 東 市	17,319	46,668,537	168	628,715
09	野 洲 市	13,008	34,061,260	135	582,252
10	湖 南 市	11,398	30,800,400	136	1,471,143
11	甲 賀 市	21,104	55,877,408	291	1,152,974
12	高 島 市	9,937	30,027,568	223	1,114,827
13	米 原 市	6,008	14,832,753	48	160,552
14	日 野 町	3,905	10,538,275	25	102,861
15	竜 王 町	1,203	2,828,414	29	53,892
16	愛 荘 町	5,900	14,269,529	24	160,056
17	豊 郷 町	2,851	9,683,416	11	36,781
18	甲 良 町	1,969	5,506,224	8	42,093
19	多 賀 町	1,320	4,010,750	2	11,610
合 計		309,186	853,111,664	3,555	14,816,913

〈母子家庭〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
72,435	206,674,076	101.1	2,822.18	2,853.23
31,356	76,980,436	94.9	2,587.49	2,455.05
29,311	72,492,434	96.5	2,561.66	2,473.22
19,908	55,835,844	102.8	2,728.62	2,804.69
28,635	71,926,113	88.8	2,828.95	2,511.83
24,723	70,218,810	91.5	3,105.10	2,840.22
16,844	49,178,574	94.6	3,086.20	2,919.65
18,439	47,297,252	94.8	2,704.71	2,565.07
12,096	34,643,512	108.7	2,635.89	2,864.05
13,692	32,271,543	84.2	2,797.95	2,356.96
22,084	57,030,382	96.9	2,665.59	2,582.43
11,033	31,142,395	92.1	3,065.20	2,822.66
7,398	14,993,305	81.9	2,475.78	2,026.67
4,261	10,641,136	92.2	2,707.67	2,497.33
1,378	2,882,306	89.4	2,339.53	2,091.66
5,990	14,429,585	98.9	2,435.78	2,408.95
2,426	9,720,197	118.0	3,396.30	4,006.68
2,482	5,548,317	79.7	2,806.43	2,235.42
1,482	4,022,360	89.2	3,042.63	2,714.14
325,973	867,928,577	95.9	2,775.23	2,662.58

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(5) 父子家庭

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	4,113	17,211,624	75	450,964
02	彦 根 市	1,766	5,543,620	4	3,300
03	長 浜 市	2,464	7,358,757	14	108,840
04	近 江 八 幡 市	1,442	3,630,796	9	70,016
05	東 近 江 市	2,013	8,433,842	21	175,274
06	草 津 市	1,206	6,035,862	22	26,110
07	守 山 市	1,523	4,870,420	0	0
08	栗 東 市	693	2,597,390	3	6,360
09	野 洲 市	807	1,934,239	14	40,555
10	湖 南 市	891	2,864,069	4	6,681
11	甲 賀 市	2,152	5,429,098	11	63,085
12	高 島 市	1,106	4,433,550	10	78,900
13	米 原 市	702	2,028,429	0	0
14	日 野 町	315	1,105,232	1	760
15	竜 王 町	162	362,606	6	37,430
16	愛 荘 町	541	2,079,491	2	11,693
17	豊 郷 町	253	657,537	0	0
18	甲 良 町	553	1,699,895	2	5,558
19	多 賀 町	208	448,096	0	0
合 計		22,910	78,724,553	198	1,085,526

〈父子家庭〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
5,752	17,662,588	72.8	4,217.43	3,070.69
2,341	5,546,920	75.6	3,133.85	2,369.47
3,032	7,467,597	81.7	3,013.56	2,462.93
1,705	3,700,812	85.1	2,550.53	2,170.56
3,543	8,609,116	57.4	4,232.60	2,429.89
1,834	6,061,972	67.0	4,936.46	3,305.33
1,947	4,870,420	78.2	3,197.91	2,501.50
950	2,603,750	73.3	3,741.02	2,740.79
1,012	1,974,794	81.1	2,405.35	1,951.38
1,662	2,870,750	53.9	3,207.54	1,727.29
2,457	5,492,183	88.0	2,539.15	2,235.32
1,401	4,512,450	79.7	4,043.41	3,220.88
1,036	2,028,429	67.8	2,889.50	1,957.94
552	1,105,992	57.2	3,499.97	2,003.61
283	400,036	59.4	2,381.17	1,413.55
706	2,091,184	76.9	3,851.17	2,962.02
239	657,537	105.9	2,598.96	2,751.20
569	1,705,453	97.5	3,072.89	2,997.28
347	448,096	59.9	2,154.31	1,291.34
31,368	79,810,079	73.7	3,453.79	2,544.32

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(6) ひとり暮らし寡婦

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	2,136	8,280,095	163	547,959
02	彦 根 市	690	2,872,391	34	298,251
03	長 浜 市	138	1,262,434	7	36,868
04	近 江 八 幡 市	142	434,048	2	6,980
05	東 近 江 市	342	1,094,131	0	0
06	草 津 市	336	915,384	20	59,230
07	守 山 市	82	217,905	2	20,488
08	栗 東 市	0	0	0	0
09	野 洲 市	140	350,818	12	67,820
10	湖 南 市	205	520,861	0	0
11	甲 賀 市	137	353,629	3	9,677
12	高 島 市	217	1,175,087	6	34,343
13	米 原 市	120	593,433	1	7,230
14	日 野 町	17	67,708	0	0
15	竜 王 町	0	0	0	0
16	愛 荘 町	32	122,901	1	7,030
17	豊 郷 町	61	162,474	0	0
18	甲 良 町	43	105,297	0	0
19	多 賀 町	35	77,767	0	0
合 計		4,873	18,606,363	251	1,095,876

〈ひとり暮らし寡婦〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
987	8,828,054	232.9	3,839.95	8,944.33
299	3,170,642	242.1	4,379.34	10,604.15
57	1,299,302	254.4	8,960.70	22,794.77
78	441,028	184.6	3,062.69	5,654.21
168	1,094,131	203.6	3,199.21	6,512.68
166	974,614	214.5	2,737.68	5,871.17
57	238,393	147.4	2,838.01	4,182.33
0	0	0.0	0.0	0.00
76	418,638	200.0	2,754.20	5,508.39
88	520,861	233.0	2,540.79	5,918.88
97	363,306	144.3	2,595.04	3,745.42
155	1,209,430	143.9	5,423.45	7,802.77
54	600,663	224.1	4,964.16	11,123.39
12	67,708	141.7	3,982.82	5,642.33
0	0	0.0	0.0	0.00
24	129,931	137.5	3,937.30	5,413.79
35	162,474	174.3	2,663.51	4,642.11
12	105,297	358.3	2,448.77	8,774.75
12	77,767	291.7	2,221.91	6,480.58
2,377	19,702,239	215.6	3,845.09	8,288.70

受給券使用率・1件当たり金額・1人当たり金額内訳

(7) ひとり暮らし高齢寡婦

番号	市 町 名	現 物 給 付 額		償 還 払 額	
		件数 A	金額 B	件数 C	金額 D
01	大 津 市	892	2,449,261	113	503,518
02	彦 根 市	244	518,842	0	0
03	長 浜 市	208	592,410	2	5,541
04	近 江 八 幡 市	182	416,483	0	0
05	東 近 江 市	211	694,543	6	30,393
06	草 津 市	291	642,952	2	8,744
07	守 山 市	25	125,310	0	0
08	栗 東 市	23	60,488	0	0
09	野 洲 市	44	157,044	3	36,024
10	湖 南 市	26	44,643	0	0
11	甲 賀 市	112	749,666	0	0
12	高 島 市	172	437,980	7	7,460
13	米 原 市	41	145,448	0	0
14	日 野 町	45	111,612	0	0
15	竜 王 町	0	0	0	0
16	愛 荘 町	0	0	0	0
17	豊 郷 町	12	30,642	0	0
18	甲 良 町	0	0	0	0
19	多 賀 町	0	0	0	0
合 計		2,528	7,177,324	133	591,680

〈ひとり暮らし高齢寡婦〉

医療費支払額合計		受給券使用率 (A+C)/E %	1件当たり金額 (B+D)/(A+C)	1人当たり金額 (B+D)/E
年延べ人数 E	金額 B+D			
384	2,952,779	261.7	2,938.09	7,689.53
89	518,842	274.2	2,126.40	5,829.69
120	597,951	175.0	2,847.39	4,982.93
55	416,483	330.9	2,288.37	7,572.42
126	724,936	172.2	3,340.72	5,753.46
108	651,696	271.3	2,224.22	6,034.22
42	125,310	59.5	5,012.40	2,983.57
17	60,488	135.3	2,629.91	3,558.12
24	193,068	195.8	4,107.83	8,044.50
20	44,643	130.0	1,717.04	2,232.15
53	749,666	211.3	6,693.45	14,144.64
108	445,440	165.7	2,488.49	4,124.44
18	145,448	227.8	3,547.51	8,080.44
12	111,612	375.0	2,480.27	9,301.00
0	0	0.0	0.00	0.00
0	0	0.0	0.00	0.00
6	30,642	200.0	2,553.50	5,107.00
0	0	0.0	0.00	0.00
0	0	0.0	0.00	0.00
1,182	7,769,004	225.1	2,919.58	6,572.76

4. 月別支払状況

対象	月	現物給付		高額療養費		第三者行為等 ⑤ 返還額
		① 件数	② 金額	③ 一般	④ 低所得特例	
乳 幼 児	2	123,946	205,334,305	14,044,139	1,385,162	1,637,688
	3	110,979	184,940,646	11,589,416	2,502,485	19,943
	4	114,755	183,801,459	13,409,418	1,098,460	46,705
	5	129,910	212,332,546	10,419,143	1,683,115	57,901
	6	104,291	170,906,096	11,333,567	2,822,776	226,221
	7	112,995	169,185,415	8,292,823	1,444,856	16,313
	8	106,377	155,026,102	8,436,080	1,080,839	33,800
	9	110,369	155,877,590	7,483,944	1,698,496	9,297
	10	85,618	128,842,822	9,919,087	1,102,096	12,440
	11	91,959	143,568,312	10,285,287	1,185,742	101,546
	12	117,086	188,146,194	13,297,408	1,703,202	0
	1	122,902	201,360,073	9,262,971	2,084,005	28,058
	計		1,331,187	2,099,321,560	127,773,283	19,791,234
重 度 心 身 障 害 者 (児)	2	18,331	146,350,020	26,521,698	20,064,579	180,937
	3	18,153	152,706,711	26,870,691	26,658,320	5,000
	4	18,313	146,007,396	19,740,947	11,385,808	35,000
	5	19,087	169,279,356	15,558,698	12,787,737	85,131
	6	18,671	143,277,804	20,056,619	25,285,888	5,000
	7	18,690	147,453,054	13,371,499	15,609,135	5,000
	8	18,891	147,435,742	19,469,942	17,524,459	441,616
	9	18,778	153,722,073	14,470,931	15,782,057	5,000
	10	18,383	150,679,428	17,147,252	21,251,869	11,725
	11	18,222	145,947,341	19,773,455	24,149,823	5,000
	12	19,408	152,296,731	23,238,488	20,541,222	5,000
	1	19,055	155,554,713	23,197,900	16,734,716	1,768,716
	計		223,982	1,810,710,369	239,418,120	227,775,613
65 歳 老 人	2	8,910	31,715,251	249,700	8,509,177	9,107
	3	8,380	29,111,851	434,944	8,637,600	145,166
	4	8,570	33,287,791	1,193,878	4,854,781	1,050,924
	5	8,863	32,372,364	0	6,509,868	0
	6	8,535	29,528,697	1,525,844	6,618,052	210
	7	8,441	26,102,085	124,131	5,012,346	0
	8	8,699	27,378,506	506,977	3,116,816	0
	9	8,828	27,430,751	162,321	3,500,850	3,949
	10	8,979	29,599,575	150,261	5,053,844	0
	11	8,648	26,442,065	479,830	4,630,425	0
	12	9,496	32,506,370	152,992	5,667,658	28,308
	1	9,217	29,361,706	175,409	3,805,944	0
	計		105,566	354,837,012	5,156,287	65,917,361
母 子 家 庭	2	25,416	71,241,795	4,551,952	5,708,666	46,923
	3	25,083	68,271,504	3,550,704	4,480,605	148,360
	4	27,059	71,912,373	2,117,752	2,506,373	21,866
	5	30,091	84,808,332	4,157,351	3,199,848	77,461
	6	24,898	64,875,277	1,758,352	4,096,558	371,752
	7	26,838	70,812,567	1,300,700	3,039,550	190,151
	8	26,008	69,977,788	1,955,431	4,285,357	67,157
	9	25,434	72,081,305	4,637,894	2,862,057	185,465
	10	22,571	69,053,466	5,636,339	3,264,968	582,719
	11	22,669	63,093,794	2,955,870	5,308,903	31,591
	12	27,083	74,821,651	5,066,760	4,511,248	324,952
	1	26,036	72,161,812	2,306,853	5,557,093	136,593
	計		309,186	853,111,664	39,995,958	48,821,226
父 子 家 庭	2	1,797	6,246,754	703,273	268,524	4,567
	3	2,057	6,637,937	2,534,938	275,196	0
	4	2,068	5,675,873	227,880	461,676	2,260
	5	2,127	8,122,330	1,695,322	0	3,834
	6	1,783	6,060,483	230,533	249,423	4,464
	7	1,912	5,759,131	240,444	238,377	0
	8	2,006	6,424,939	479,880	266,850	0
	9	1,941	6,840,529	692,682	249,240	11,720
	10	1,676	6,459,580	787,769	457,188	0
	11	1,685	7,456,463	1,723,224	1,065,138	10,879
	12	1,926	6,725,855	803,442	492,657	0
	1	1,932	6,314,679	569,251	826,788	10,765
	計		22,910	78,724,553	10,688,638	4,851,057

償 還 払		医療費支払額合計		県費補助対象基本額	
⑥ 件数	⑦ 金額	⑧ (①+⑥) 件数	⑨ (②+⑦) 金額	⑩ (①+⑥) 件数	⑪ (②-(③+④+⑤) +⑦) 金額
1,771	5,538,964	125,717	210,873,269	125,717	193,806,280
1,588	5,636,257	112,567	190,576,903	112,567	176,465,059
1,613	4,516,164	116,368	188,317,623	116,368	173,763,040
1,647	4,871,901	131,557	217,204,447	131,557	205,044,288
1,457	4,964,705	105,748	175,870,801	105,748	161,488,237
1,429	4,507,036	114,424	173,692,451	114,424	163,938,459
1,245	5,472,734	107,622	160,498,836	107,622	150,948,117
1,426	4,231,433	111,795	160,109,023	111,795	150,917,286
1,506	4,423,354	87,124	133,266,176	87,124	122,232,553
1,242	4,572,794	93,201	148,141,106	93,201	136,568,531
1,226	4,414,442	118,312	192,560,636	118,312	177,560,026
1,432	6,102,532	124,334	207,462,605	124,334	196,087,571
17,582	59,252,316	1,348,769	2,158,573,876	1,348,769	2,008,819,447
927	7,384,755	19,258	153,734,775	19,258	106,967,561
849	7,881,336	19,002	160,588,047	19,002	107,054,036
1,106	8,744,365	19,419	154,751,761	19,419	123,590,006
969	8,390,691	20,056	177,670,047	20,056	149,238,481
936	8,305,174	19,607	151,582,978	19,607	106,235,471
1,019	8,549,264	19,709	156,002,318	19,709	127,016,684
1,091	9,157,689	19,982	156,593,431	19,982	119,157,414
923	9,075,412	19,701	162,797,485	19,701	132,539,497
923	8,361,050	19,306	159,040,478	19,306	120,629,632
970	9,079,900	19,192	155,027,241	19,192	111,098,963
1,067	9,441,129	20,475	161,737,860	20,475	117,953,150
1,021	8,628,260	20,076	164,182,973	20,076	122,481,641
11,801	102,999,025	235,783	1,913,709,394	235,783	1,443,962,536
258	1,499,525	9,168	33,214,776	9,168	24,446,792
275	1,612,043	8,655	30,723,894	8,655	21,506,184
424	2,088,898	8,994	35,376,689	8,994	28,277,106
292	1,693,087	9,155	34,065,451	9,155	27,555,583
265	1,161,356	8,800	30,690,053	8,800	22,545,947
283	1,528,059	8,724	27,630,144	8,724	22,493,667
461	1,766,755	9,160	29,145,261	9,160	25,521,468
334	1,485,036	9,162	28,915,787	9,162	25,248,667
226	1,423,721	9,205	31,023,296	9,205	25,819,191
375	1,435,574	9,023	27,877,639	9,023	22,767,384
377	1,545,422	9,873	34,051,792	9,873	28,202,834
340	1,713,915	9,557	31,075,621	9,557	27,094,268
3,910	18,953,391	109,476	373,790,403	109,476	301,479,091
256	1,077,859	25,672	72,319,654	25,672	62,012,113
271	1,322,626	25,354	69,594,130	25,354	61,414,461
361	1,552,320	27,420	73,464,693	27,420	68,818,702
287	1,138,361	30,378	85,946,693	30,378	78,512,033
330	1,259,469	25,228	66,134,746	25,228	59,908,084
323	1,274,189	27,161	72,086,756	27,161	67,556,355
377	1,251,356	26,385	71,229,144	26,385	64,921,199
280	1,034,916	25,714	73,116,221	25,714	65,430,805
352	1,703,179	22,923	70,756,645	22,923	61,272,619
243	1,013,743	22,912	64,107,537	22,912	55,811,173
254	1,151,236	27,337	75,972,887	27,337	66,069,927
221	1,037,659	26,257	73,199,471	26,257	65,198,932
3,555	14,816,913	312,741	867,928,577	312,741	776,926,403
9	86,053	1,806	6,332,807	1,806	5,356,443
11	100,480	2,068	6,738,417	2,068	3,928,283
24	127,854	2,092	5,803,727	2,092	5,111,911
19	118,960	2,146	8,241,290	2,146	6,542,134
16	66,051	1,799	6,126,534	1,799	5,642,114
5	18,017	1,917	5,777,148	1,917	5,298,327
18	144,969	2,024	6,569,908	2,024	5,823,178
15	97,436	1,956	6,937,965	1,956	5,984,323
9	56,360	1,685	6,515,940	1,685	5,270,983
23	71,025	1,708	7,527,488	1,708	4,728,247
37	105,704	1,963	6,831,559	1,963	5,535,460
12	92,617	1,944	6,407,296	1,944	5,000,492
198	1,085,526	23,108	79,810,079	23,108	64,221,895

対象	月	現物給付		高額療養費		第三者行為等 ⑤ 返還額
		① 件数	② 金額	③ 一般	④ 低所得特例	
ひとり暮らし寡婦	2	412	1,519,366	0	198,357	0
	3	382	1,478,534	0	201,480	0
	4	409	1,559,587	0	129,777	0
	5	434	1,751,045	0	159,789	0
	6	424	1,485,726	0	263,430	0
	7	420	1,537,166	0	96,564	0
	8	399	1,447,491	0	114,930	0
	9	455	1,506,907	0	50,553	0
	10	393	1,369,205	25,071	54,666	0
	11	368	1,930,288	0	123,348	0
	12	387	1,683,466	0	590,313	0
	1	390	1,337,582	0	152,751	0
	計		4,873	18,606,363	25,071	2,135,958
ひとり暮らし高齢寡婦	2	207	569,919	0	0	0
	3	186	509,000	0	0	0
	4	201	484,423	0	0	0
	5	199	603,664	0	0	0
	6	204	501,158	0	0	0
	7	201	890,117	0	0	0
	8	221	684,903	0	0	0
	9	223	551,492	0	0	0
	10	202	490,153	0	44,160	0
	11	230	604,634	0	0	0
	12	228	694,442	20,834	0	0
	1	226	593,419	0	3,012	0
	計		2,528	7,177,324	20,834	47,172
合	2	179,019	462,977,410	46,070,762	36,134,465	1,879,222
	3	165,220	443,656,183	44,980,693	42,755,686	318,469
	4	171,375	442,728,902	36,689,875	20,436,875	1,156,755
	5	190,711	509,269,637	31,830,514	24,340,357	224,327
	6	158,806	416,635,241	34,904,915	39,336,127	607,647
	7	169,497	421,739,535	23,329,597	25,440,828	211,464
	8	162,601	408,375,471	30,848,310	26,389,251	542,573
	9	166,028	418,010,647	27,447,772	24,143,253	215,431
	10	137,822	386,494,229	33,665,779	31,228,791	606,884
	11	143,781	389,042,897	35,217,666	36,463,379	149,016
	12	175,614	456,874,709	42,579,924	33,506,300	358,260
	1	179,758	466,683,984	35,512,384	29,164,309	1,944,132
	計		2,000,232	5,222,488,845	423,078,191	369,339,621

償 還 払		医療費支払額合計		県費補助対象基本額	
⑥ 件数	⑦ 金額	⑧ (①+⑥) 件数	⑨ (②+⑦) 金額	⑩ (①+⑥) 件数	⑪ (②-(③+④+⑤)+⑦) 金額
19	91,261	431	1,610,627	431	1,412,270
17	140,608	399	1,619,142	399	1,417,662
24	89,785	433	1,649,372	433	1,519,595
20	84,945	454	1,835,990	454	1,676,201
15	71,161	439	1,556,887	439	1,293,457
20	144,559	440	1,681,725	440	1,585,161
17	55,048	416	1,502,539	416	1,387,609
22	108,836	477	1,615,743	477	1,565,190
19	78,243	412	1,447,448	412	1,367,711
21	74,403	389	2,004,691	389	1,881,343
22	54,281	409	1,737,747	409	1,147,434
35	102,746	425	1,440,328	425	1,287,577
251	1,095,876	5,124	19,702,239	5,124	17,541,210
20	173,470	227	743,389	227	743,389
3	31,976	189	540,976	189	540,976
55	109,341	256	593,764	256	593,764
6	31,558	205	635,222	205	635,222
3	9,090	207	510,248	207	510,248
2	9,116	203	899,233	203	899,233
6	90,035	227	774,938	227	774,938
3	18,680	226	570,172	226	570,172
1	6,760	203	496,913	203	452,753
4	31,635	234	636,269	234	636,269
7	29,659	235	724,101	235	703,267
23	50,360	249	643,779	249	640,767
133	591,680	2,661	7,769,004	2,661	7,700,998
3,260	15,851,887	182,279	478,829,297	182,279	394,744,848
3,014	16,725,326	168,234	460,381,509	168,234	372,326,661
3,607	17,228,727	174,982	459,957,629	174,982	401,674,124
3,240	16,329,503	193,951	525,599,140	193,951	469,203,942
3,022	15,837,006	161,828	432,472,247	161,828	357,623,558
3,081	16,030,240	172,578	437,769,775	172,578	388,787,886
3,215	17,938,586	165,816	426,314,057	165,816	368,533,923
3,003	16,051,749	169,031	434,062,396	169,031	382,255,940
3,036	16,052,667	140,858	402,546,896	140,858	337,045,442
2,878	16,279,074	146,659	405,321,971	146,659	333,491,910
2,990	16,741,873	178,604	473,616,582	178,604	397,172,098
3,084	17,728,089	182,842	484,412,073	182,842	417,791,248
37,430	198,794,727	2,037,662	5,421,283,572	2,037,662	4,620,651,580

対象	月	現物給付		高額療養費 ③	第三者行為等 ④ 返還額
		① 件数	② 金額		
重度心身障害老人	2	21,286	83,979,997	16,547,786	0
	3	20,838	82,403,942	17,405,443	28,200
	4	20,655	78,875,687	17,401,493	38,815
	5	21,554	85,344,822	16,844,462	61,572
	6	21,244	82,696,638	26,263,843	1,636,344
	7	21,316	81,903,826	16,408,161	493,822
	8	21,423	82,134,853	16,055,402	219,024
	9	21,558	82,331,257	15,773,585	125,314
	10	21,129	80,117,427	17,187,069	10,551
	11	21,236	79,007,231	15,298,905	138,895
	12	22,062	82,856,957	15,552,462	0
	1	21,651	81,665,404	16,610,621	0
	計		255,952	983,318,041	207,349,232
母子家庭老人	2	7	13,250	0	0
	3	3	4,530	594	0
	4	5	9,667	0	0
	5	10	48,302	1,667	0
	6	9	15,848	0	0
	7	11	14,221	7,879	0
	8	7	10,479	0	0
	9	9	18,534	0	0
	10	9	11,470	118	0
	11	10	14,065	0	0
	12	7	8,017	1,598	0
	1	10	21,895	0	0
	計		97	190,278	11,856
父子家庭老人	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
	6	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
	8	0	0	0	0
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	0	0	0	0
	12	0	0	0	0
	1	0	0	0	0
	計		0	0	0
合 計	2	21,293	83,993,247	16,547,786	0
	3	20,841	82,408,472	17,406,037	28,200
	4	20,660	78,885,354	17,401,493	38,815
	5	21,564	85,393,124	16,846,129	61,572
	6	21,253	82,712,486	26,263,843	1,636,344
	7	21,327	81,918,047	16,416,040	493,822
	8	21,430	82,145,332	16,055,402	219,024
	9	21,567	82,349,791	15,773,585	125,314
	10	21,138	80,128,897	17,187,187	10,551
	11	21,246	79,021,296	15,298,905	138,895
	12	22,069	82,864,974	15,554,060	0
	1	21,661	81,687,299	16,610,621	0
	計		256,049	983,508,319	207,361,088

償還払		医療費支払額合計		県費補助対象基本額	
⑤ 件数	⑥ 金額	⑦ (①+⑥) 件数	⑧ (②+⑥) 金額	⑨ (①+⑥) 件数	⑩ (②-(③+④)+⑥) 金額
908	3,514,222	22,194	87,494,219	22,194	70,946,433
828	3,582,050	21,666	85,985,992	21,666	68,552,349
963	3,390,945	21,618	82,266,632	21,618	64,826,324
708	3,075,188	22,262	88,420,010	22,262	71,513,976
951	3,749,757	22,195	86,446,395	22,195	58,546,208
967	3,366,049	22,283	85,269,875	22,283	68,367,892
966	4,393,598	22,389	86,528,451	22,389	70,254,025
778	3,101,336	22,336	85,432,593	22,336	69,533,694
803	3,334,180	21,932	83,451,607	21,932	66,253,987
907	4,237,457	22,143	83,244,688	22,143	67,806,888
802	3,036,158	22,864	85,893,115	22,864	70,340,653
924	3,123,589	22,575	84,788,993	22,575	68,178,372
10,505	41,904,529	266,457	1,025,222,570	266,457	815,120,801

0	0	7	13,250	7	13,250
1	910	4	5,440	4	4,846
0	0	5	9,667	5	9,667
0	0	10	48,302	10	46,635
1	6,005	10	21,853	10	21,853
0	0	11	14,221	11	6,342
0	0	7	10,479	7	10,479
0	0	9	18,534	9	18,534
0	0	9	11,470	9	11,352
0	0	10	14,065	10	14,065
0	0	7	8,017	7	6,419
0	0	10	21,895	10	21,895
2	6,915	99	197,193	99	185,337

0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0

908	3,514,222	22,201	87,507,469	22,201	70,959,683
829	3,582,960	21,670	85,991,432	21,670	68,557,195
963	3,390,945	21,623	82,276,299	21,623	64,835,991
708	3,075,188	22,272	88,468,312	22,272	71,560,611
952	3,755,762	22,205	86,468,248	22,205	58,568,061
967	3,366,049	22,294	85,284,096	22,294	68,374,234
966	4,393,598	22,396	86,538,930	22,396	70,264,504
778	3,101,336	22,345	85,451,127	22,345	69,552,228
803	3,334,180	21,941	83,463,077	21,941	66,265,339
907	4,237,457	22,153	83,258,753	22,153	67,820,953
802	3,036,158	22,871	85,901,132	22,871	70,347,072
924	3,123,589	22,585	84,810,888	22,585	68,200,267
10,507	41,911,444	266,556	1,025,419,763	266,556	815,306,138

Ⅱ 重度心身障害老人等福祉助成費助成事業

1. 市町別助成対象者数 (月平均)

番号	市町名		重 度 心 身 障 害 老 人			
			身体障害 1・2級	身障3級かつ 知障中度	知的障害重度	小 計
01	大 津 市	65～74	431	0	9	440
		75～	1,829	1	9	1,839
		計	2,260	1	18	2,279
02	彦 根 市	65～74	200	0	5	205
		75～	733	0	4	737
		計	933	0	9	942
03	長 浜 市	65～74	305	0	9	314
		75～	867	1	6	874
		計	1,172	1	15	1,188
04	近江八幡市	65～74	153	0	5	158
		75～	484	0	5	489
		計	637	0	10	647
05	東近江市	65～74	225	0	0	225
		75～	819	0	0	819
		計	1,044	0	0	1,044
06	草 津 市	65～74	130	0	1	131
		75～	589	0	5	594
		計	719	0	6	725
07	守 山 市	65～74	114	0	2	116
		75～	421	0	4	425
		計	535	0	6	541
08	栗 東 市	65～74	100	0	1	101
		75～	270	0	3	273
		計	370	0	4	374
09	野 洲 市	65～74	106	0	4	110
		75～	308	0	1	309
		計	414	0	5	419
10	湖 南 市	65～74	86	0	0	86
		75～	219	0	1	220
		計	305	0	1	306

母子家庭老人	父子家庭老人	合 計
0	0	440
0	0	1,839
0	0	2,279
0	0	205
0	0	737
0	0	942
0	0	314
0	0	874
0	0	1,188
0	0	158
0	0	489
0	0	647
0	0	225
3	0	822
3	0	1,047
0	0	131
0	0	594
0	0	725
0	0	116
0	0	425
0	0	541
0	0	101
0	0	273
0	0	374
0	0	110
1	0	310
1	0	420
0	0	86
0	0	220
0	0	306

番号	市 町 名		重 度 心 身 障 害 老 人			
			身体障害 1・2級	身障3級かつ 知障中度	知的障害重度	小 計
11	甲 賀 市	65～74	149	0	11	160
		75～	602	0	5	607
		計	751	0	16	767
12	高 島 市	65～74	75	0	3	78
		75～	411	0	5	416
		計	486	0	8	494
13	米 原 市	65～74	81	0	3	84
		75～	301	0	3	304
		計	382	0	6	388
14	日 野 町	65～74	38	0	2	40
		75～	148	0	2	150
		計	186	0	4	190
15	竜 王 町	65～74	19	0	2	21
		75～	71	0	2	73
		計	90	0	4	94
16	愛 荘 町	65～74	26	0	2	28
		75～	132	1	0	133
		計	158	1	2	161
17	豊 郷 町	65～74	0	0	0	0
		75～	52	1	2	55
		計	52	1	2	55
18	甲 良 町	65～74	23	0	0	23
		75～	70	0	0	70
		計	93	0	0	93
19	多 賀 町	65～74	9	0	0	9
		75～	87	0	0	87
		計	96	0	0	96
合 計		65～74	2,270	0	59	2,329
		75～	8,413	4	57	8,474
		計	10,683	4	116	10,803

母子家庭老人	父子家庭老人	合 計
0	0	160
0	0	607
0	0	767
0	0	78
0	0	416
0	0	494
0	0	84
0	0	304
0	0	388
0	0	40
0	0	150
0	0	190
0	0	21
0	0	73
0	0	94
0	0	28
0	0	133
0	0	161
0	0	0
0	0	55
0	0	55
0	0	23
0	0	70
0	0	93
0	0	9
0	0	87
0	0	96
0	0	2,329
4	0	8,478
4	0	10,807

2. 市町別支払状況

(1) 重度心身障害老人

番号	市町名	外 来 分						現 物 給 付	
		現 物 給 付		償 還 払		合 計		件 数	金 額
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
01	大 津 市	53,523	117,463,087	4,335	12,302,371	57,858	129,765,458	4,030	43,348,194
02	彦 根 市	21,466	49,057,493	490	1,231,856	21,956	50,289,349	1,500	15,772,528
03	長 浜 市	26,608	65,099,538	1,261	3,497,521	27,869	68,597,059	1,550	13,489,018
04	近江八幡市	15,625	33,151,362	314	844,723	15,939	33,996,085	1,052	11,729,224
05	東 近 江 市	21,935	49,866,463	298	1,236,884	22,233	51,103,347	2,069	29,954,410
06	草 津 市	14,324	35,433,209	501	1,439,476	14,825	36,872,685	1,418	18,451,637
07	守 山 市	12,972	31,039,678	468	1,890,060	13,440	32,929,738	908	9,578,839
08	栗 東 市	7,456	16,388,174	257	618,552	7,713	17,006,726	565	7,715,637
09	野 洲 市	9,202	21,301,854	292	900,488	9,494	22,202,342	683	9,898,018
10	湖 南 市	6,322	15,051,672	459	472,934	6,781	15,524,606	464	5,180,996
11	甲 賀 市	14,176	36,914,023	382	1,107,455	14,558	38,021,478	1,539	22,445,194
12	高 島 市	10,522	21,396,448	172	440,662	10,694	21,837,110	843	11,609,555
13	米 原 市	7,580	18,235,405	332	923,286	7,912	19,158,691	518	6,760,134
14	日 野 町	3,956	8,946,324	47	395,426	4,003	9,341,750	269	2,478,153
15	竜 王 町	1,758	3,726,305	56	186,232	1,814	3,912,537	141	1,843,506
16	愛 荘 町	3,137	7,298,911	38	184,207	3,175	7,483,118	322	4,377,628
17	豊 郷 町	1,601	3,970,799	19	51,582	1,620	4,022,381	197	2,121,105
18	甲 良 町	2,134	5,289,106	55	173,706	2,189	5,462,812	233	2,640,120
19	多 賀 町	2,291	5,048,633	31	158,200	2,322	5,206,833	179	2,285,732
合 計		236,588	544,678,484	9,807	28,055,621	246,395	572,734,105	18,480	221,679,628

〈重度心身障害老人〉

入 院 分				訪 問 看 護 分					
償 還 払		合 計		現 物 給 付		償 還 払		合 計	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
268	4,941,593	4,298	48,289,787	197	1,542,965	0	0	197	1,542,965
35	914,746	1,535	16,687,274	88	672,065	0	0	88	672,065
37	679,230	1,587	14,168,248	102	752,715	0	0	102	752,715
39	668,737	1,091	12,397,961	55	467,665	0	0	55	467,665
47	1,648,730	2,116	31,603,140	51	432,170	0	0	51	432,170
16	318,513	1,434	18,770,150	30	296,600	0	0	30	296,600
18	336,410	926	9,915,249	41	357,875	0	0	41	357,875
50	774,560	615	8,490,197	80	769,725	0	0	80	769,725
20	295,051	703	10,193,069	24	114,340	0	0	24	114,340
31	382,700	495	5,563,696	48	375,310	0	0	48	375,310
33	707,300	1,572	23,152,494	54	468,585	0	0	54	468,585
48	1,077,600	891	12,687,155	35	213,100	0	0	35	213,100
35	696,241	553	7,456,375	8	42,380	0	0	8	42,380
1	30,400	270	2,508,553	2	9,750	0	0	2	9,750
6	124,990	147	1,968,496	0	0	0	0	0	0
1	34,400	323	4,412,028	14	70,875	0	0	14	70,875
1	24,600	198	2,145,705	29	191,630	0	0	29	191,630
8	160,571	241	2,800,691	13	51,095	0	0	13	51,095
4	32,536	183	2,318,268	13	29,315	0	0	13	29,315
698	13,848,908	19,178	235,528,536	884	6,858,160	0	0	884	6,858,160

市町別支払状況

(2) 母子家庭老人

番号	市町名	外 来 分						現 物 給 付	
		現 物 給 付		償 還 払		合 計		件 数	金 額
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
01	大 津 市	0	0	0	0	0	0	0	0
02	彦 根 市	0	0	0	0	0	0	0	0
03	長 浜 市	0	0	0	0	0	0	0	0
04	近江八幡市	0	0	0	0	0	0	0	0
05	東 近 江 市	38	58,426	1	910	39	59,336	0	0
06	草 津 市	0	0	0	0	0	0	0	0
07	守 山 市	0	0	0	0	0	0	0	0
08	栗 東 市	0	0	0	0	0	0	0	0
09	野 洲 市	57	97,372	1	6,005	58	103,377	2	22,624
10	湖 南 市	0	0	0	0	0	0	0	0
11	甲 賀 市	0	0	0	0	0	0	0	0
12	高 島 市	0	0	0	0	0	0	0	0
13	米 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0
14	日 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0
15	竜 王 町	0	0	0	0	0	0	0	0
16	愛 荘 町	0	0	0	0	0	0	0	0
17	豊 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0
18	甲 良 町	0	0	0	0	0	0	0	0
19	多 賀 町	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		95	155,798	2	6,915	97	162,713	2	22,624

〈母子家庭老人〉

入 院 分				訪 問 看 護 分					
償 還 払		合 計		現 物 給 付		償 還 払		合 計	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	22,624	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	22,624	0	0	0	0	0	0

市町別支払状況

(3) 父子家庭老人

番号	市町名	外 来 分						現 物 給 付	
		現 物 給 付		償 還 払		合 計		件 数	金 額
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
01	大 津 市	0	0	0	0	0	0	0	0
02	彦 根 市	0	0	0	0	0	0	0	0
03	長 浜 市	0	0	0	0	0	0	0	0
04	近 江 八 幡 市	0	0	0	0	0	0	0	0
05	東 近 江 市	0	0	0	0	0	0	0	0
06	草 津 市	0	0	0	0	0	0	0	0
07	守 山 市	0	0	0	0	0	0	0	0
08	栗 東 市	0	0	0	0	0	0	0	0
09	野 洲 市	0	0	0	0	0	0	0	0
10	湖 南 市	0	0	0	0	0	0	0	0
11	甲 賀 市	0	0	0	0	0	0	0	0
12	高 島 市	0	0	0	0	0	0	0	0
13	米 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0
14	日 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0
15	竜 王 町	0	0	0	0	0	0	0	0
16	愛 荘 町	0	0	0	0	0	0	0	0
17	豊 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0
18	甲 良 町	0	0	0	0	0	0	0	0
19	多 賀 町	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0

〈父子家庭老人〉

入 院 分				訪 問 看 護 分					
償 還 払		合 計		現 物 給 付		償 還 払		合 計	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町別支払状況

(4) 合計

番号	市町名	外 来 分						現 物 給 付	
		現 物 給 付		償 還 払		合 計		件 数	金 額
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
01	大 津 市	53,523	117,463,087	4,335	12,302,371	57,858	129,765,458	4,030	43,348,194
02	彦 根 市	21,466	49,057,493	490	1,231,856	21,956	50,289,349	1,500	15,772,528
03	長 浜 市	26,608	65,099,538	1,261	3,497,521	27,869	68,597,059	1,550	13,489,018
04	近江八幡市	15,625	33,151,362	314	844,723	15,939	33,996,085	1,052	11,729,224
05	東 近 江 市	21,973	49,924,889	299	1,237,794	22,272	51,162,683	2,069	29,954,410
06	草 津 市	14,324	35,433,209	501	1,439,476	14,825	36,872,685	1,418	18,451,637
07	守 山 市	12,972	31,039,678	468	1,890,060	13,440	32,929,738	908	9,578,839
08	栗 東 市	7,456	16,388,174	257	618,552	7,713	17,006,726	565	7,715,637
09	野 洲 市	9,259	21,399,226	293	906,493	9,552	22,305,719	685	9,920,642
10	湖 南 市	6,322	15,051,672	459	472,934	6,781	15,524,606	464	5,180,996
11	甲 賀 市	14,176	36,914,023	382	1,107,455	14,558	38,021,478	1,539	22,445,194
12	高 島 市	10,522	21,396,448	172	440,662	10,694	21,837,110	843	11,609,555
13	米 原 市	7,580	18,235,405	332	923,286	7,912	19,158,691	518	6,760,134
14	日 野 町	3,956	8,946,324	47	395,426	4,003	9,341,750	269	2,478,153
15	竜 王 町	1,758	3,726,305	56	186,232	1,814	3,912,537	141	1,843,506
16	愛 荘 町	3,137	7,298,911	38	184,207	3,175	7,483,118	322	4,377,628
17	豊 郷 町	1,601	3,970,799	19	51,582	1,620	4,022,381	197	2,121,105
18	甲 良 町	2,134	5,289,106	55	173,706	2,189	5,462,812	233	2,640,120
19	多 賀 町	2,291	5,048,633	31	158,200	2,322	5,206,833	179	2,285,732
合 計		236,683	544,834,282	9,809	28,062,536	246,492	572,896,818	18,482	221,702,252

入 院 分				訪 問 看 護 分					
償 還 払		合 計		現 物 給 付		償 還 払		合 計	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
268	4,941,593	4,298	48,289,787	197	1,542,965	0	0	197	1,542,965
35	914,746	1,535	16,687,274	88	672,065	0	0	88	672,065
37	679,230	1,587	14,168,248	102	752,715	0	0	102	752,715
39	668,737	1,091	12,397,961	55	467,665	0	0	55	467,665
47	1,648,730	2,116	31,603,140	51	432,170	0	0	51	432,170
16	318,513	1,434	18,770,150	30	296,600	0	0	30	296,600
18	336,410	926	9,915,249	41	357,875	0	0	41	357,875
50	774,560	615	8,490,197	80	769,725	0	0	80	769,725
20	295,051	705	10,215,693	24	114,340	0	0	24	114,340
31	382,700	495	5,563,696	48	375,310	0	0	48	375,310
33	707,300	1,572	23,152,494	54	468,585	0	0	54	468,585
48	1,077,600	891	12,687,155	35	213,100	0	0	35	213,100
35	696,241	553	7,456,375	8	42,380	0	0	8	42,380
1	30,400	270	2,508,553	2	9,750	0	0	2	9,750
6	124,990	147	1,968,496	0	0	0	0	0	0
1	34,400	323	4,412,028	14	70,875	0	0	14	70,875
1	24,600	198	2,145,705	29	191,630	0	0	29	191,630
8	160,571	241	2,800,691	13	51,095	0	0	13	51,095
4	32,536	183	2,318,268	13	29,315	0	0	13	29,315
698	13,848,908	19,180	235,551,160	884	6,858,160	0	0	884	6,858,160

3. 受給券使用率・1人当たり金額・入院1件当たり日数・入院件数割合

(1) 重度心身障害老人

番号	市町名	現物給付		償還払		県費補助対象合計	
		件数 a	金額 A	件数 b	金額 B	年延べ人数 c	金額 A+B
01	大津市	57,750	162,354,246	4,603	17,243,964	27,344	179,598,210
02	彦根市	23,054	65,502,086	525	2,146,602	11,301	67,648,688
03	長浜市	28,260	79,341,271	1,298	4,176,751	14,262	83,518,022
04	近江八幡市	16,732	45,348,251	353	1,513,460	7,754	46,861,711
05	東近江市	24,055	80,253,043	345	2,885,614	12,532	83,138,657
06	草津市	15,772	54,181,446	517	1,757,989	8,689	55,939,435
07	守山市	13,921	40,976,392	486	2,226,470	6,483	43,202,862
08	栗東市	8,101	24,873,536	307	1,393,112	4,482	26,266,648
09	野洲市	9,909	31,314,212	312	1,195,539	5,026	32,509,751
10	湖南市	6,834	20,607,978	490	855,634	3,681	21,463,612
11	甲賀市	15,769	59,827,802	415	1,814,755	9,211	61,642,557
12	高島市	11,400	33,219,103	220	1,518,262	2,275	34,737,365
13	米原市	8,106	25,037,919	367	1,619,527	1,115	26,657,446
14	日野町	4,227	11,434,227	48	425,826	1,930	11,860,053
15	竜王町	1,899	5,569,811	62	311,222	650	5,881,033
16	愛荘町	3,473	11,747,414	39	218,607	1,106	11,966,021
17	豊郷町	1,827	6,283,534	20	76,182	1,151	6,359,716
18	甲良町	2,380	7,980,321	63	334,277	4,645	8,314,598
19	多賀町	2,483	7,363,680	35	190,736	5,929	7,554,416
合計		255,952	773,216,272	10,505	41,904,529	129,566	815,120,801

〈重度心身障害老人〉

入 院		受給券使用率 (a + b) / c	1人当たり金額 (A + B) ÷ (c/12)	入院1件当たり日数 e / d	入院件数割合 d / (a + b) %
件数 d	日数 e				
4,298	92,309	228.0	78,817	21.48	6.89
1,535	32,697	208.6	71,833	21.30	6.51
1,587	30,578	207.3	70,272	19.27	5.37
1,091	22,622	220.3	72,523	20.74	6.39
2,116	46,770	194.7	79,609	22.10	8.67
1,434	30,655	187.5	77,256	21.38	8.80
926	17,439	222.2	79,968	18.83	6.43
615	12,707	187.6	70,326	20.66	7.31
703	13,671	203.4	77,620	19.45	6.88
495	9,421	199.0	69,971	19.03	6.76
1,572	34,706	175.7	80,307	22.08	9.71
891	19,083	510.8	183,230	21.42	7.67
553	12,082	759.9	286,896	21.85	6.53
270	5,620	221.5	73,741	20.81	6.32
147	2,831	301.7	108,573	19.26	7.50
323	7,676	317.5	129,830	23.76	9.20
198	4,196	160.5	66,305	21.19	10.72
241	5,125	52.6	21,480	21.27	9.86
183	3,648	42.5	15,290	19.93	7.27
19,178	403,836	205.7	75,494	21.06	7.20

受給券使用率・1人当たり金額・入院1件当たり日数・入院件数割合

(2) 母子家庭老人

番号	市町名	現物給付		償還払		県費補助対象合計	
		件数 a	金額 A	件数 b	金額 B	年延べ人数 c	金額 A+B
01	大津市	0	0	0	0	0	0
02	彦根市	0	0	0	0	0	0
03	長浜市	0	0	0	0	0	0
04	近江八幡市	0	0	0	0	0	0
05	東近江市	38	58,376	1	910	31	59,286
06	草津市	0	0	0	0	0	0
07	守山市	0	0	0	0	0	0
08	栗東市	0	0	0	0	0	0
09	野洲市	59	119,996	1	6,005	12	126,001
10	湖南市	0	0	0	0	0	0
11	甲賀市	0	0	0	0	0	0
12	高島市	0	0	0	0	0	0
13	米原市	0	0	0	0	0	0
14	日野町	0	0	0	0	0	0
15	竜王町	0	0	0	0	0	0
16	愛荘町	0	0	0	0	0	0
17	豊郷町	0	0	0	0	0	0
18	甲良町	0	0	0	0	0	0
19	多賀町	0	0	0	0	0	0
合計		97	178,372	2	6,915	43	185,287

〈母子家庭老人〉

入 院		受給券使用率 (a + b) / c	1人当たり金額 (A + B) ÷ (c/12)	入院1件当たり日数 e / d	入院件数割合 d / (a + b) %
件数 d	日数 e				
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	125.8	22,949	0.00	0.00
0	0	0.0	0.0	0.00	0.00
0	0	0.0	0.0	0.00	0.00
0	0	0.0	0.0	0.00	0.00
2	11	500.0	126,001	5.50	3.33
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
2	11	230.2	51,708	5.50	2.02

受給券使用率・1人当たり金額・入院1件当たり日数・入院件数割合

(3) 父子家庭老人

番号	市町名	現物給付		償還払		県費補助対象合計	
		件数 a	金額 A	件数 b	金額 B	年延べ人数 c	金額 A+B
01	大津市	0	0	0	0	0	0
02	彦根市	0	0	0	0	0	0
03	長浜市	0	0	0	0	0	0
04	近江八幡市	0	0	0	0	0	0
05	東近江市	0	0	0	0	0	0
06	草津市	0	0	0	0	0	0
07	守山市	0	0	0	0	0	0
08	栗東市	0	0	0	0	0	0
09	野洲市	0	0	0	0	0	0
10	湖南市	0	0	0	0	0	0
11	甲賀市	0	0	0	0	0	0
12	高島市	0	0	0	0	0	0
13	米原市	0	0	0	0	0	0
14	日野町	0	0	0	0	0	0
15	竜王町	0	0	0	0	0	0
16	愛荘町	0	0	0	0	0	0
17	豊郷町	0	0	0	0	0	0
18	甲良町	0	0	0	0	0	0
19	多賀町	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

〈父子家庭老人〉

入院		受給券使用率 (a + b) / c	1人あたり金額 (A + B) ÷ (c/12)	入院1件あたり日数 e / d	入院件数割合 d / (a + b) %
件数 d	日数 e				
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00
0	0	0.0	0	0.00	0.00

参 考

1. 福祉医療費助成制度の概要（平成25年10月1日現在）

事業名	乳幼児	重度心身障害者（児）	65～69歳老人	母子家庭 父子家庭	ひとり暮らし寡婦	ひとり暮らし高齢寡婦
福祉医療費 助成番号	40	41	42	43 44	45	46
受給券の色	ピンク	ピンク	白	ピンク	ピンク	白
助成対象者の 範囲	未就学児	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害の程度が1・2級に該当する者 (2) 身体障害の程度が3級に該当する者で、知的障害の程度が中度に該当するもの 2. 知的障害の程度が重度に該当する者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級に該当する者	「低所得老人」市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただしこの「者」の範囲は対象老人の配偶者および対象老人の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻してないもの 2. 離婚した者であって現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでない者 4. 配偶者から遺棄されている者 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者 6. 配偶者が精神又は身体的障害により長期にわたって労働能力を失っている者 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者 8. 婚姻によらないで、母又は父となつた者であつて、現に婚姻をしていないもの	次のいずれにも該当する者 (1) 母子及び寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦であること (2) ひとり暮らしの状態で、ひとり暮らしの継続しており今後その状態が継続すると見込まれる者であること (3) 65歳以上70歳未満の者であること	次のいずれにも該当する者 (1) 母子及び寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦であること (2) ひとり暮らしの状態で、ひとり暮らしの継続しており今後その状態が継続すると見込まれる者であること (3) 65歳以上70歳未満の者であること
所得制限	児童手当（特例給付）の所得制限限度額ただし、児童手当法第3条第1項に規定する児童のうち第3子以降の乳幼児にあつては、児童手当（特例給付）の所得制限限度額を適用しない	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の表第6条の4第1項、および同条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額〔老齢福祉年金〕	地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられない額	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第46条第4項、および第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額〔遺族基礎年金〕	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の表第6条の4第1項、および同条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額〔老齢福祉年金〕	同左

事業名	重度心身障害老人	母子家庭(母等)老人	父子家庭(父等)老人
福祉医療費 助成番号	8 2	8 3	8 4
受給券の色	ピンク	ピンク	ピンク
助成対象者の 範囲	高齢者の医療の確保に 関する法律第50条第1項 の該当者であって重度心 身障害者の該当者 (特別児童扶養手当支給 対象児童で1級のものを 除く)	高齢者の医療の確保に 関する法律第50条第1項 の該当者であって母子家 庭の母等の該当者	高齢者の医療の確保に 関する法律第50条第1項 の該当者であって父子家 庭の父等の該当者
所得制限	国民年金法等の一部を 改正する法律の施行に 伴う経過措置に関する 政令(昭和61年政令第 54号)第52条の表第6 条の4第1項、および 同条の表第5条の4第 2項の項下欄に規定す る額 [老齢福祉年金]	国民年金法等の一部を 改正する法律の施行に 伴う経過措置に関する 政令(昭和61年政令第 54号)第46条第4項、 および第52条の表第5 条の4第2項の項下欄 に規定する額 [遺族基礎年金]	同 左

事業名	乳幼児	重度心身障害者(児)	65~69歳老人	ひとり暮らし寡婦	ひとり暮らし高齢寡婦
福祉医療費 助成番号	40	41	42	43 44	45 46
助成期間	助成対象者となった日の要件を満たすに至った日から6歳に達する日以後の3月31日まで	助成対象者となった日の属する月の初日から助成対象者でなくなった日の属する月の末日(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日まで	満65歳の誕生日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から70歳の誕生日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日まで	助成対象者となった日の属する月の初日から65歳の誕生日の属する月(その日の属する月)から70歳の誕生日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日まで	65歳の誕生日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から70歳の誕生日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日まで
有効期間	助成対象者となった日からその日以後の最初に到来する市町にあっては満6歳に達する日以後の最初の3月31日までとしている場合がある。				
	1. 県内市町間において住所を異動するとき(保険者の異動を伴わない場合) …異動日の属する月の末日までを旧市町で、異動日の属する月の翌月の属する月の初日から最初に到来する7月31日(9月30日)までを新市町で助成				
	2. 県内市町間において住所を異動するとき(保険者の異動を伴う場合) …住所を有することとなった日から最初に到来する7月31日(9月30日)まで(転入)				
	3. 県外からの転入、県外への転出の場合 …住所を有しなくなった日まで(転出) ただし、転出の日と転入の日が重なる場合は転出日の前日まで				
助成内容	医療保険の自己負担額(※)から福祉医療費助成条例別表に定める自己負担金を控除した額 ＜自己負担金＞ ・通院：1診療報酬明細書当たり500円 ・入院：1日1,000円、月額14,000円を限度	同左 ただし、低所得者を除く。 (低所得者：市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))	医療保険の自己負担額(※)から高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による一部負担金を控除した額	医療保険の自己負担額(※)から福祉医療費助成条例別表に定める自己負担金を控除した額 ＜自己負担金＞ ・通院：1診療報酬明細書当たり500円 ・入院：1日1,000円、月額14,000円を限度 ただし、低所得者を除く。	医療保険の自己負担額(※)から高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による一部負担金を控除した額
助成方法	現物給付と償還払	同左	同左	同左	同左
費用負担割合	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
実施時期	S48. 10. 1 H8. 8. 1 (1歳児拡大) H12. 8. 1 (2歳児拡大) H15. 8. 1 (自己負担金の導入) (通院：3歳児拡大) (入院：未就学児拡大) H18. 10. 1 (通院：未就学児拡大)	S48. 10. 1 S51. 7. 1 (同和地区かつ身障3歳拡大) H14. 4. 1 (同和地区かつ身障3歳終了(H19. 3月まで経過措置)) H17. 8. 1 (自己負担金の導入) H22. 8. 1 (住所地特例の導入)	S48. 10. 1 (同和地区) S51. 10. 1 (低所得、ねたきり、ひとり暮らし) S53. 7. 1 (低所得拡大) H14. 4. 1 (同和地区終了(70歳到達まで経過措置)) H15. 8. 1 (ねたきり、ひとり暮らし終了)	S51. 10. 1 (母子家庭) H8. 10. 1 (父子家庭拡大) H17. 8. 1 (自己負担金の導入)	H8. 10. 1 H17. 8. 1 (自己負担金の導入) H15. 8. 1

(※) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

事業名	重度心身障害老人	母子家庭(母等)老人	父子家庭(父等)老人
福祉医療費 助成番号	82	83	84
助成期間	助成対象者となった日 から	同 左	同 左
有効期間	助成対象者となった日からその日以後の最初に到来する7月31日までとする。		
助成内容	<p>1. 県内市町間において住所を異動するとき</p> <p>2. 県外からの転入、県外への転出の場合</p> <p>… 住所を有することとなった日から最初に到来する7月31日まで(転入) 住所を有しなくなった日まで(転出) ただし、転出の日と転入の日が重なる場合は転出日の前日まで</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金から重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱別表に定める自己負担金を控除した額</p> <p><自己負担金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院：1診療報酬細書当たり500円 ・入院：1日1,000円、月額14,000円を限度 <p>ただし、低所得者を除く。</p>		
助成方法	現物給付と償還私	同 左	同 左
費 用 負 担 割 合	県 1/2 市 1/2 町 1/2 県 ー 市 ー 町 ー	同 左 1/2 1/2 ー ー	同 左 1/2 1/2 ー ー
実施時期	S58. 2.1 H17. 8.1 (自己負担金の導入) H22. 8.1 (住所地特例の導入)	S58. 2.1 H17. 8.1 (自己負担金の導入)	H8. 10.1 H17. 8.1 (自己負担金の導入)

(※) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

2. 市町単独福祉医療費助成制度実施状況（平成25年10月1日現在）

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成内容		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
大津市 (続きあり)	乳幼児	有	40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・県制度対象者	無	無	0歳から未就学児までの医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H21.10.1	20,295
	子ども医療	有	40259	オレンジ	小学校1年生から3年生の者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H23.1.1	8,948
	重度心身障害者 (乳幼児) > 身体障害者 >				・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳3級所持者 ・身障手帳4級～6級で6歳未満の者						164
	重度心身障害者 > (乳幼児) > 知的障害者 >	有	① 47250 ② 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・75歳未満で知的障害中程度の者 ・知的障害軽度で6歳未満の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	① 医療保険の自己負担額(※1) ② 医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H16.8.1	0
	重度心身障害者 > (乳幼児) > 心身障害者 >				・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳4級所持かつ知的障害軽度の者 ・身障手帳4級～6級のいずれかに該当する疑い又は知的障害軽度と判定される疑いのある者で障害の程度を進行させないため治療が必要であると認められる6歳未満の者						2
	母子家庭等 > 母子家庭 >	有	49250 49253	ピンク	・18歳に達する日の属する年度の末日(3月31日)を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と子 ・身障手帳3級以上または知的障害軽度～重度で18歳以上65歳未満の者の介護のために就労できない母子家庭の母子	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) 医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H16.8.1	27
	はり・きゅう マッサージ 施術費助成	有	—	—	—	・70歳以上の市民	無	はり、きゅう 1,300円 マッサージ 1,200円 温熱 80円 (一人月2回限度)	大津市内の施 術師会員のみの 現物給付	H23.6.1	53,103
	重度心身障害 老人	有	85250 85253	ピンク	—	・県の所得制限により非該当となった者 ・知的障害中程度の者	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による一部負担金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H16.8.1	89

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療費 助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
大津市 (続き)	母子家庭 老人等	有	86250	ピンク	・市の制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による一部負担金等	県内 県外	H16.8.1	0
			86253								
彦根市	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H20.10.1	6,568
			40257								
	子ども医療	-	-	-	・中学生(15歳到達後最初の3月31日まで) ・彦根市に住民登録のある子	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額 (※1)	償還のみ	H25.10.1	10,154
	重度心身障害者 (乳児)	有	47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H18.8.1	259
			47253								
	老人 <知的老人> 老人 <身障老人>	有	48250	白	・知的障害中程度の療育手帳所持者 (65歳から69歳まで) ・身障手帳4級所持者 (65歳から69歳まで)	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高 齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一 部負担金相当額を控除した額	県内 県外	H18.8.1	0
	重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による一部負担金等	県内 県外	H18.8.1	389
			85253								
長浜市 (続きあり)	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H18.10.1	6,856
			40257								
		-	-	-	・小・中学生で入院した者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H19.10.1	89

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり5000円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
長浜市 (続き)	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者 ・身障手帳3級、4級所持者の一部のうち高年齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定め る障害認定に該当する者) ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	646
			47250					医療保険の自己負担額(※1)		H6.8.1	249
			43252					県制度による自己負担金(※2)		H17.8.1	1,181
			44252					県制度による自己負担金(※2)		H17.8.1	200
近江八幡市 (続きあり)	母子家庭老人 父子家庭老人 ひとり暮らし寡婦 重度心身障害老人 乳幼児 子ども医療	有	82252	ピンク	・県制度対象者 ・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の重度 心身障害者(47)に該当する者 ・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で精神障害者 保健福祉手帳1級所持者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	676
			85250					高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による一部負担金等		H6.8.1	544
			83252					県制度による自己負担金(※2)		H17.8.1	0
			84252					県制度による自己負担金(※2)		H17.8.1	0
近江八幡市 (続きあり)	乳幼児 子ども医療	有	① 40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となつた者 ・県制度対象者	無	無	①医療保険の自己負担額(※1) ②県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H19.10.1	173
			40255					県制度による自己負担金(※2)		H17.8.1	5,005
			—					入院にかかる医療保険の自己負担額 (※1)		S24.4.1 (H25.4.1)	4,550

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給券の有無	福祉番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
近江八幡市 (続き)	重度心身障害者 (児)	有	① 47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	①医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	S48.10.1 (H17.8.1)	77
	重度心身障害者 (児)	有	② 47253	ピンク	・65歳未満で身障手帳3級所持者 ・65歳未満で身障手帳4級を所持かつ知的障害中程度の者 ・特別児童扶養手当支給対象児童で2級の者	無	無	②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	S48.10.1 (H14.4.1) (H17.8.1)	212
	母子家庭等 <母子家庭>	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	S51.7.1 (H17.8.1)	47
	重度心身障害老人 <心身障害老人>	有	① 85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	S58.2.1 (H17.8.1)	42
	重度心身障害老人 <心身障害老人>	有	② 85253	ピンク	・65歳以上で身障手帳3級所持者 ・65歳以上で身障手帳4級を所持かつ知的障害中程度の者	無	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H14.4.1	296
	母子家庭老人等	有	86250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	S58.2.1 (H17.8.1)	0
東近江市 (続きあり)	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者(※2)	無	無	県制度による自己負担額(※2)	県内 県外	H19.10.1	6,907
		有	40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者(※1)	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H17.4.1 (H18.10.1)	194
	子ども医療費助成	有	40259	藍色	・小・中学生(小1~小3)	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H24.10.1	3,027
		有	—	—	・小・中学生(小4~中3) (入院のみ)	無	有 (市の所得制限)	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	償還のみ	H21.10.1	7,395

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法		
東近江市 (続き)	重度心身障害者 (児)	有	47251 47254	黄色	・身障手帳3・4級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者(知的障害中・軽度の者) (※いずれも通院のみ)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1) 通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H17.4.1 (H17.8.1)	1,101
草津市	乳幼児	有	40255 40257	ピンク	・上記重度心身障害者(児)に該当する者でかつ後期高齢者医療制度の該当者(※通院のみ)	有 (県の所得制限)	無	通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度による自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H17.4.1	1,028
草津市	乳幼児	有	40255 40257	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者	無	無	県制度による自己負担金(※2) 医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H18.10.1	8,615
草津市	重度心身障害者 (児)	有	47250 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1) 医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	S48.10.1	860
草津市	老人	有	48250 85250 85253	白 ピンク	・県制度対象者を除く65歳～69歳老人で、同和地区に居住する者(平成23年8月2日廃止) ※経過措置 上記の助成対象者として該当し、平成23年8月2日より前に受給券の交付を受けた者 ・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記重度心身障害者に該当する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外	H14.4.1 (H23.8.2 廃止)	29
守山市 (続きあり)	乳幼児	有	40255 40257	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者	無	無	県制度による自己負担金(※2) 医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H16.4.1 H18.10.1	6,194
守山市 (続きあり)	子ども	有	40255 40257	ピンク	・小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1) ただし、入院費のみ	県内 県外	H25.10.1	8,329

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		内容	方法	実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者				
守山市 (続き)	重度心身障害者 (児)	有	41252 ① 47250 ② 47253	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 償還	H17.8.1	288
					・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当2級支給対象児童	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合			
	老人 ひとり暮らし高齢者 寡婦	有	48250	白	・同和地区に居住する65～69歳の老人 (※県制度対象者を除く) ・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 償還	S58.2.1 H15.8.1	0 0
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →母に市の所得制限有	県内 県外 償還	H17.8.1	381
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →父に市の所得制限有	県内 県外 償還	H17.8.1	48
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 償還	H17.8.1	0
	母子家庭等 <母子家庭>	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・母子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する母等 ・県の所得制限により非該当となった者 ・父子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する父等	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →母等に市の所得制限有 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →母等が市の所得制限を超える時	県内 県外 償還	H17.8.1 H17.8.1	66 36
	母子家庭等 <ひとり暮らし寡婦>	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 県外 償還	H17.8.1	0
	低所得者	無	—	—	・生活保護法の所得基準の1.5倍を超えない世帯の世帯員	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	S50.4.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療番号費	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成内容	方法	実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者				
守山市 (続き)	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度対象者 	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	217
			① 85250 ② 85253			有 (市の所得制限)	無				①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合
	母子家庭老人	有	83252	ピンク	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度対象者 	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252	ピンク	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度対象者 	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	母子家庭老人等 <母子家庭老人> ・父子家庭老人>	有	① 86250 ② 86253	ピンク	<ul style="list-style-type: none"> ・県の所得制限により非該当となった母子家庭老人および父子家庭老人 	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)

入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
栗東市	乳幼児	有	40256	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H21.10.1	329
		有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者(知的障害中度) (※いずれも世帯員全員が市民税非課税であり、居住要件が1年以上である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外		
	有	47253	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者(知的障害中度) (※いずれも居住要件が1年以上である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H21.8.1 (H24.8.1 変更)	46	
	有	85250 85253	ピンク	・高齢者医療確保法第50条第1項、及び上記重度心身障害者に該当する者 (※世帯員全員が市民税非課税であり、居住要件が1年以上である者) ・高齢者医療確保法第50条第1項、及び上記重度心身障害者に該当する者 (※居住要件が1年以上である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外			H18.10.1
有	40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H19.1.1	4,626		
野洲市 (続きあり)	乳幼児	有	40255	ピンク	・小学1年生から義務教育終了まで(※入院のみ)	無	無			入院に係る医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給有無	福祉番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
野洲市 (続き)	重度心身障害者	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	263
			47250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)		H16.10.1	143
	老人	有	48250	白	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳～69歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外	H16.10.1	9
					・ねたざり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)				4
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	524
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	57
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	3
	母子家庭等	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H16.10.1	42
	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	273
			85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等			209
母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	0	
父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H17.8.1	0	
母子家庭老人等	有	86250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	H16.10.1	0	
				・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)			0	
湖南市 (続きあり)	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H21.10.1	3,096
			40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H21.10.1	73
				・小中学生(入院のみ)	無	無	入院に係る医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H21.10.1	4,835	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
湖南市 (続き)	重度心身障害者 (児)	有	47250 47253	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) 医療保険の自己負担額(※1)から県制度による自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H16.10.1	335
甲賀市 (続きあり)	乳幼児	有	40255 40257	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の重度心身障害者(児)に該当する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H16.10.1	113
甲賀市 (続きあり)	乳幼児	有	40255 40257	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者	無	無	県制度による自己負担額(※2) 医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H18.10.1	4,875 117
甲賀市 (続きあり)	乳幼児	有	40259	独自	・小・中学生	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H20.8.1	
甲賀市 (続きあり)	重度心身障害者 (児)	有	41252 47250 47253	ピンク	・小・中学生 ・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1) 県制度による自己負担額(※2)	県内 県外	H25.8.1	211
甲賀市 (続きあり)	重度心身障害者 (児)	有	41252 47250 47253	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担額(※2) 医療保険の自己負担額(※1) 医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H17.8.1	547
甲賀市 (続きあり)	母子家庭	有	47250 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) 医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担額(※2)を控除した額	県内 県外	H16.10.1	16
甲賀市 (続きあり)	母子家庭	有	43252 44252	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担額(※2)	県内 県外	H25.8.1	165
甲賀市 (続きあり)	父子家庭	有	43252 44252	ピンク	・県制度対象者 ・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担額(※2)	県内 県外	H17.8.1	921
甲賀市 (続きあり)	ひとり暮らし寡婦	有	45252 49250	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担額(※2) 医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H17.8.1	192
甲賀市 (続きあり)	母子家庭等	有	45252 49250	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担額(※2) 医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H17.8.1	4
甲賀市 (続きあり)	母子家庭等	有	45252 49250	ピンク	・県制度対象者 ・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担額(※2) 医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H16.10.1	12

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費 助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者 (県の所得制限)	内容	方法		
甲賀市 (続き)	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	497
			85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・戦傷病者手帳保持者で恩給法第49条/2第1号表/2及び同条/3表第1号表/3に該当する者	有 (県の所得制限)	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等			
			85253		・身障手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
			83252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)			
高島市	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H21.10.1	2,346
			40257		・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)			
			—		・小・中学生で入院した者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)			
			—		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)			
米原市	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.2.14	2,115
			40257		・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)			
			—		・小学1年生から義務教育終了まで(※入院のみ)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	入院に係る医療保険の自己負担額(※1)			
			—		・身障手帳(3級)所持者 ・療育手帳(中度・軽度)所持者 ・1年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から市独自の自己負担金を控除した額			
甲賀市	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・0歳から小学校入学前までの乳幼児	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	6
			43252		・0歳から小学校入学前までの乳幼児	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)			
			44252		・0歳から小学校入学前までの乳幼児	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)			
			—		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)			

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費 助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成内容	方法	実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数
						本人	扶養義務者				
日野町	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H21.10.1	1,181
		有	40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	現物 償還	H21.10.1	14
	有	47253	ピンク	・小中学生(入院のみ)	無	無	入院に係る医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H21.10.1	1,874	
	有	49253	ピンク	・身体障害3～6級所持者 ・知的障害中程度及び軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	有 (県の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H18.8.1	178
竜王町	乳幼児	有	85253	ピンク	・20歳未満の子を扶養とする母(父)と子	有 (県の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H17.8.1	17
		有	85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記重度心身障害者(児)該当者	有 (県の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H18.8.1
	有	40255	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H20.10.1	725
	有	40257	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H20.10.1	17
日野町	重度心身障害者(児)	有	47250	ピンク	・小学生、中学生	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H20.10.1	1,045
		有	47253	ピンク	・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳中程度・軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H23.8.1
	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記心身障害者(児)該当者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	現物 償還	H23.8.1	100

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
愛 荘 町	乳 幼 児	有	40255 40257	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H18.10.1	1,565 20
					・県の所得制限により非該当となった者			医療保険の自己負担額(※1)			
		有	40259	独自	・小学校入学から小学校卒業前までの児童	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額	県内 県外	H25.8.1	1,273
					・中学生で入院した者			入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から附加給付を控除した額			
		有	41252 47250 47253	ピンク	・県制度対象者で0歳から小学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H18.10.1	11
					・身体障害者手帳3級所持者			医療保険の自己負担額(※1)			
		有	43252 44252	ピンク	・県制度対象者で0歳から小学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H18.10.1	81
					・県制度対象者で0歳から小学校卒業前までの児童			県制度による自己負担金(※2)			
		有	85250 85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	H18.10.1	17
					・県制度対象者			県制度による自己負担金(※2)			
有	有	有	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H20.10.1	473		
			・県の所得制限により非該当となった者			医療保険の自己負担額(※1)					
有	有	有	小学1年生から中学3年生までの児童	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H25.4.1	567		
			小学1年生から中学3年生までの児童			医療保険の自己負担額(※1)					

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)

入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給有無	福祉医療番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
豊郷町 (続き)	重度心身障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H21.4.1	8
			47253								
	重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	H21.4.1	17
			85253								
甲良町	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H20.10.1	360
			40257				無				
	重度心身障害者 (児) > <心身障害者	-	-	-	・県制度を除く、身障手帳・療育手帳を所持する者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	医療保険の自己負担額(※1)の2分の1 課税世帯の者(扶養義務者含む)は医療保 険の自己負担額(※1)から5,000円を控除 後の額の2分の1	償還のみ	H20.4.1	269
							無				
多賀町 (続きあり)	乳幼児	有	40255	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H18.10.1	364
			40257				無				
	重度心身障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制 限)	有 (県の所得制 限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	H22.10.1	3
			47253								
			41252		・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生			県制度による自己負担金(※2)		H23.4.1	1

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給の有無	福祉医療形成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 H25.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
多賀町 (続き)	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H24.10.1	24
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	H24.10.1	6
	重度心身障害老人	有	85250 85253	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	H22.10.1	16 16

- (※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

3. 福祉医療費助成事業補助金等年度経過表

(1) 福祉医療費助成事業補助金

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
乳 幼 児	医 療 費	987,234,429	916,989,696	988,028,363	1,030,331,660	1,004,409,719
	請求事務費(手数料)	120,992,100	93,256,075	53,786,310	35,844,965	33,017,520
	計	1,108,226,529	1,010,245,771	1,041,814,673	1,066,176,625	1,037,427,239
重度心身障害者(児)	医 療 費	571,990,408	646,474,609	643,705,129	690,307,038	721,981,263
	請求事務費(手数料)	13,476,600	11,624,175	6,756,175	5,290,125	5,458,250
	計	585,467,008	658,098,784	650,461,304	695,597,163	727,439,513
65～69歳老人	医 療 費	133,333,989	137,645,867	141,862,915	147,971,365	150,739,540
	請求事務費(手数料)	7,321,875	5,927,275	3,391,625	2,567,875	2,597,000
	計	140,655,864	143,573,142	145,254,540	150,539,240	153,336,540
母 子 家 庭	医 療 費	342,628,761	373,202,266	354,983,570	377,281,647	388,463,198
	請求事務費(手数料)	21,098,700	17,444,600	9,471,900	7,557,200	7,660,600
	計	363,727,461	390,646,866	364,455,470	384,838,847	396,123,798
父 子 家 庭	医 療 費	22,682,332	23,229,450	24,659,760	31,579,311	32,110,944
	請求事務費(手数料)	1,203,675	1,004,550	576,525	529,525	568,400
	計	23,886,007	24,234,000	25,236,285	32,108,836	32,679,344
ひとり暮らし寡婦	医 療 費	8,293,527	8,448,719	8,580,451	9,344,658	8,770,601
	請求事務費(手数料)	283,950	235,725	140,825	124,925	120,300
	計	8,577,477	8,684,444	8,721,276	9,469,583	8,890,901
ひとり暮らし高齢寡婦	医 療 費	2,211,670	3,192,762	3,104,954	2,906,955	3,850,497
	請求事務費(手数料)	120,300	117,800	70,975	53,450	62,550
	計	2,331,970	3,310,562	3,175,929	2,960,405	3,913,047
合 計	医 療 費	2,068,375,116	2,109,183,369	2,164,925,142	2,289,722,634	2,310,325,762
	請求事務費(手数料)	164,497,200	129,610,200	74,194,335	51,968,065	49,484,620
	計	2,232,872,316	2,238,793,569	2,239,119,477	2,341,690,699	2,359,810,382

(2) 福祉医療費支払手数料補助金

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
63,825,055	54,139,775	53,845,475	53,475,781	52,087,644

(3) 重度心身障害老人等福祉助成費補助金

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
重度心身障害老人	460,230,537	372,203,422	417,216,569	399,639,696	407,560,396
母子家庭老人	35,588	12,710	43,212	38,608	92,643
父子家庭老人	24,105	14,880	9,880	0	0
合 計	460,290,230	372,231,012	417,269,661	399,678,304	407,653,039

福祉医療費の概況

(平成24年度)

平成26年3月 発行

滋賀県健康福祉部医療保険課

大津市京町四丁目1-1

TEL : 077(528)3567

FAX : 077(528)4862

E-mail : ee00@pref.shiga.lg.jp

